

# 業 務 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度愛媛県危機管理広報支援業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 事業目的

本県において大規模災害や新興感染症、職員による不祥事など、突発的な事案が発生した際、組織への被害を最小限にするため、事案発生時における職員の初動対応や広報資料作成等の研修を実施することで、本県危機管理広報の充実・強化を図る。

## 4 業務概要

受託者は、本県で発生の可能性のある危機事案を把握したうえで、実用的な研修事業を行う。

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容をもとに県と協議のうえ、別途委託契約書に定める「業務計画書」において、事業スキームや事業スケジュール等を盛り込んだうえで決定するものとする。

## 5 実施業務

### (1) 本県職員向けの危機管理広報対応研修の実施

#### ①メディアトレーニング

不祥事や事故発生時の謝罪会見等のマイナス事案が発生した際の適切な広報対応能力を身に付けるため、危機管理の基本知識を習得するほか、平常時や危機管理発生時のメディア対応のスキル・ノウハウ等を習得する研修を実施する。

また、初任者にも分かりやすい広報資料作成にあたっての具体的なポイントを取りまとめた資料を作成すること。なお、作成資料はWord、Excel、PowerPointのいずれかの形式を使用し、委託者において今後修正することが可能な形で納品すること。

- ・開催場所：愛媛県庁内会議室等
- ・受講人数：県庁内全職員30人程度

#### ②マスコミに取り上げてもらえる成功法研修

県民への情報発信はマスコミが取り上げ、記事化してもらうことが重要であるため、メディアの視点や取り上げられやすいポイント等、成功法則や具体的なコツ等を習得する研修を実施する。

本研修も①の研修と同様の形式で、具体的なポイントを取りまとめた資料を作成し、納品すること。

- ・開催場所：愛媛県庁内会議室等
- ・受講人数：県庁内全職員30人程度

※①、②ともにアーカイブ動画として、研修終了後、1カ月程度配信可能な状態とすること。

## (2) 著作権等

- ・本業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・本業務の実施にあたっては、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## (3) 留意事項

- ・本業務の実施にあたっては、関係法令を順守し、進捗状況や内容等について綿密に情報共有するなど、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## (4) その他

- ・本業務に係る一切の経費（交通費、宿泊費、専門家派遣経費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。

## 6 成果品

### (1) 提出物

- ・実績報告書（A4判）の電子データ一式

### (2) 提出場所

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課

### (3) 提出期限

令和9年3月31日（水）

## **7 総括責任者**

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、総括責任者は、企画提案時点で定め、原則として変更できない。

## **8 提出書類**

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### **(1) 契約締結時に速やかに提出するもの**

- ・ 事業計画書
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

### **(2) 業務完了後に速やかに提出するもの**

- ・ 成果品
- ・ その他県が業務の確認に必要と認める書類

## **9 その他**

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。